

埼玉県指定史跡「川越城跡」における「初雁公園整備事業」の対応について

教育総務部文化財保護課

平成30年 5月11日

埼玉県指定史跡「川越城跡」は、川越市の成り立ちに深くかかわるものであり、古くから市民によって大切に扱われてきた。

これまで、平成元年に策定された「初雁公園基本構想（以下、「基本構想」と略す）」によって、「城址公園」計画が打ち出され、当課ではその主旨に基づき史跡の保護を実践してきた。平成29年度に「初雁公園基本計画（以下、「基本計画」と略す）」策定事業が始まったことにより、あらためてその対応について整理し、当該事業において「史跡 川越城跡」を保護・活用する方針を示すものである。

【埼玉県指定史跡 川越城跡】について

1. 史跡の概要

名 称	川越城跡（かわごえじょうあと）
指 定	埼玉県
種 別	史 跡
指定年月日	大正14年3月31日
所 在 地	郭町
所 有 者	川越市 他
管 理 者	川越市 他

2. 指定理由

(1) 指定基準 史 - 2

(2) 説 明

川越城跡は関東管領上杉持朝が長禄元年（1457）に家臣の太田道真・道灌父子に命じて築城した。以後明治4年の廃城になるまでの415年間同城は存在した。当初、城の規模はきわめて小地域で、のちの本丸・二の丸を合わせた程度にすぎなかつた。現在城跡のなかで唯一の遺構をのこしているのが嘉永元年（1848）に建てられた本丸御殿である。

3. 史跡の範囲

慶応3年頃の作成とされる「川越城図」を基に、大正9年に作成された「川越城址現状図」に記された旧川越城の堀の外周部をもって史跡の範囲としてい

る。

4．史跡の特性

川越城は、江戸時代前期の松平信綱の改修によって最大の縄張となり、郭等の配置は明治の廃城まで継承されている。徳川家康の関東入府以前は築城主である扇谷上杉家とそれを滅ぼした北条氏の居城であり、少なくとも3時代の川越城が重層的にほぼ同じ位置にあったとすることができる。現在目視できる遺構や城絵図として情報が残る川越城は江戸時代以降のものであるが、それ以前の遺構については地下に包蔵されていると考えられる。調査にあたってはその旨を留意し、可能な限りの情報収集に努めるべきである。

5．「史跡川越城跡」の本質的価値

川越城は、関東の戦国時代の中心的な城の一つであり、埼玉県を代表する近世城郭でもある。旧城内には往時の姿を留める遺構が遺存しており、貴重な城郭遺構群として評価することができる。

その文化財的価値としては、下記の4点が挙げられる。

- A 中世から近世に至る城の遺構が、良好な状態で地上および地中に遺存していること
- B 城の鎮守としての三芳野神社と社叢・参道及び周辺の土塁群に城址としての景観を留めていること
- C 国内に2例のみ現存する本丸御殿が史跡内に残っていること
- D 城及び城下町の絵図に記された筆割等が現在でも残っていること

A 史跡範囲内には私有地が多く、宅地化が進んでいるため、城址を視覚的に捉えられる部分は少ないが、中ノ門堀跡史跡公園や富士見櫓跡周辺、三芳野神社参道付近など部分的に残っている箇所がある。なお、史跡範囲内は中高層建築が少なく個人専用住宅が多いため、地中の遺構については、良好な状態で遺存していると推測される。

B 寛永期に造営された社殿を有し、城の鎮守とされる三芳野神社が本丸内に現存し、社叢や参道などに往時の景観を彷彿とさせるような状態を留めている。

C 国内では高知城と川越城のみに本丸御殿が現存しており、東日本では希少な江戸期の御殿建築遺構である。

D 宅地化され、視覚的には城跡とは認められない部分であっても、地籍図等を見ると、川越城跡の痕跡を示している。

6 .「史跡川越城跡」を構成する要素

A 本質的価値を構成するもの

(1) 遺構・遺物

本丸御殿

土塁(地上)

堀跡(地上・地中)

中ノ門堀跡

三芳野神社

旧川越城内建物

(2) その他

地形

地割

道路(絵図等に描かれていて現存するもの)

景観

B その他の要素

(1) 遺跡内に存在する現状構造物等

市役所

学校・幼稚園

民家・店舗

神社

庭木・樹木

電柱等

石碑等

山車保管庫

公園施設(事務所・球場・プール・四阿・遊具等)

案内板

道路等(明治以降に新設されたもの、信号・標識等を含む)

「初雁公園基本計画策定事業」における文化財保護のありかた

基本方針

発掘調査等を実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。

史跡の保存を優先し良好な状態で継承するとともに、安全面にも配慮した適切な事業計画を検討する。

貴重な緑地空間、憩いの場としての風致・景観を踏まえて、公園範囲内の環境保全に努める。

史跡の特性にあるように、重層的な歴史の上にある史跡である点を踏まえた包括的な事業計画を検討する。

近代から現代に付加されたさまざまな施設などとの調和をはかりつつ、史跡としての価値を高める。

1. 範囲

「基本計画」において、その対象となる範囲は「基本構想」における整備対象範囲から埼玉県立川越高校敷地及び民間所有地を除いた部分とし、中・短期的には現在の「初雁公園(富士見櫓跡地を含む)」及び三芳野神社境内地とする。

2. 現状を変更する行為に関すること

川越城跡は県指定史跡であり、その現状を変更する場合は埼玉県教育委員会の指示を受けて進め、その規模等に応じて、埼玉県若しくは川越市に現状変更許可申請を行う。

(1) 現状の保存

文化財保護の基本的精神に鑑み、指定された状態を維持・保存する。

(2) 保護・補強措置の実施

特に地上に残された遺構(土塁等)が崩壊・崩落等のおそれがある場合には、必要な保護・補強措置をとるものとする。

(3) 旧状の復元

旧状を復元する場合、古文書・古記録等の記載のみでなく、古図・絵図等に記された資料に基づき、かつ発掘調査等の成果を踏まえたもので、古建築等を専門とする学識者等により適正な復元として示されたものとする。

(4) 新設建物の制限

史跡範囲内であることに鑑み、既存施設についてはその転用を検討するものとし、新規設置については十分な検討を行い、発掘調査等の成果をもって事業

を進める。

なお、「史跡川越城跡」としての歴史的景観を損なう外観（デザイン・色遣い等）は原則認めない。

（５）樹木等

既存樹木については、原則として維持するものとするが、外来種等で城址の景観に影響を与えるものについては、必要に応じて伐採できるものとする。また、生育状況が不良なものや枝張り等で周囲に悪影響を及ぼしたり、その虞があると判断された場合には伐採するものとする。

新規の植樹については、原則的に不可とするが、樹高 2 m 未満のもの（植樹後 3 年以内に樹高 2 m を超えると推測できるものを除く）は特別の事情がある場合においては可とする。樹種は在来種であること。

３．史跡の活用に関すること

文化財としての史跡川越城跡に広く理解を得られるよう、その活用を検討する。

（１）遺構の顕在化

城址としての遺構が認識しにくい状況にあるため、案内表示や説明板等を計画的に設置し、史跡川越城跡であることをアピールできるような措置を講じる。

- ・本丸御殿周辺を拠点的空間として位置づけ、歴史的景観を醸し出すような復元的な整備を検討する。
- ・富士見櫓跡や中ノ門堀史跡公園等を連携させ、川越城の大きさ、広がりを感じられるよう検討する。
- ・失われた堀や土塁等について、景観を著しく損なわない範囲で視覚化する。

（２）歴史と自然の調和した風致の保全

現在の川越城内にある樹木等の多くは、明治以降に植樹されたものであるが、現在の城内の景観を形成するものであり、前項のとおり新規の植樹については制限があるため、現状の風致は保全されるような措置を講じる。

・公園内の樹木として、歴史遺産の保存と調和を図りながら、市街地に残され

た貴重な緑の空間として保全する。

- ・城址公園として、歴史遺産に親しみながら散策できるよう整備する。

「基本計画」における具体的な取扱指針

「基本計画」策定から整備実施に際し、基本的に「試掘・確認調査」を実施し、地下遺構の状況を確認したうえで、事業を進めるものとする。但し、近代以降の土地利用において、公園内にあっても盛土や削平、攪乱を含む土木工事が行われており、その状況によって協議が必要となる。

1. エリア毎の取扱指針

(1) 「本丸御殿」周辺

川越城本丸御殿は平成20年度から実施した保存修理工事の際に、建替え等の痕跡が認められなかったため、御殿周囲の地盤は創建時のままと判断される。このことから、御殿北側及び公園駐車場部分の玉石垣部分も同様に創建時の地盤とすることができる。これらの部分は原則的に保存するものとする。

一方、現在の道路及び球場西側の駐車場部分は明らかに低くなっており、近代以降に削平されたと考えられ、この部分に本丸御殿と同時期の遺構が存在する可能性は低い。したがって、試掘・確認調査等によって本丸御殿創建以前の遺構の状況を確認したうえで、盛土・埋め土等の措置を行なう。

(2) 「球場」周辺

初雁球場1塁側スタンドは、「本丸」と「新郭」の間の堀の法面を利用して造られていると考えられる。スタンド解体の際には状況を確認し、必要な保護措置の施工が求められよう。他のスタンドは盛土によるものと考えられるが解体時には立会いを実施するなどの措置が必要である。グラウンド部分は「新郭」と堀の位置関係把握のための確認調査が必要と考えられる。

(3) 「富士見櫓跡」周辺

「富士見櫓跡」は過半が盛土によって形成された土塁の一部であり、崩落等の虞が想定される部分である。現状は立木の根張によって保たれている状態であるため、長期的には斜面地の保護などの措置が必要と考えられる。頂部は確認調査によって、旧御嶽神社社殿の基礎による攪乱が確認されているが、櫓台そのものが城の遺構であるため、構造物の設置については慎重な検討が必要と考えられる。

(4) 「三芳野神社」周辺

寛永元年竣工の三芳野神社本殿は、明暦2年に改修が行われ、それ以降、大規模な改修は行われていないため、基壇部分の地盤はそのままと判断される。周辺部は削平された可能性も少なくないが、現状地盤はほぼ江戸期と同様のレベルとすることができる。参道については現在の佇まいで周知化されているものであり、現状の維持に努めるものとする。

2. 遺構の種類ごとの想定される取扱い

(1) 郭(平坦部分)

多くの城郭の「郭」は複数回にわたって整地が施されており、版築状の造成層を見ることができる。川越城内でも同様と考えられ、試掘・確認調査等で造成層が確認された場合、遺存状況を可能な限り把握し、保存することが望ましい。

(2) 土塁

三芳野神社周辺及び富士見櫓跡などに土塁が遺存しているが、多くは樹木が繁茂している。これらについては、樹木の根張で保たれていると推定されるため、伐根でなく伐採とする。但し、「初雁公園」内において、削失してしまったことが絵図等から明らかである土塁については、復元することを検討する。

(3) 堀

法面及び堀底については、基本的に保存するものとし、覆土部分については、上記に支障のない範囲で工作物の設置や樹木等の植栽を許容するものとする。但し、許容できる範囲については、試掘・確認調査等の成果を以て判断する。

(4) 建造物・工作物等

既存の建造物・工作物については現状のままで差し支えないものとするが、史跡としての景観を損なうなどの点から再築は不可とする。但し、既存の基礎を再利用して建造物・工作物等の上部構造を改変することは差し支えないものとする。

(5) 地形・地割等

現状地形の削平等による改変は原則的に認めない。但し、郭・土塁等の復元や土塁・堀等の法面の保護を目的とする盛土等については差し支えないものとする。

(6) 道路

交通政策等に鑑み、やむをえないと判断される道路の付替え等は、旧状がわかるような措置をとるものとする。

(7) 上記以外の遺構等については、その都度、埼玉県教育委員会と協議する。